

本年度から農地中間管理事業がスタート

本年3月26日に、北海道農業公社（以下「農業公社」）が、農地中間管理機構（以下「機構」）として北海道より指定を受け、本年度より農地中間管理事業が始まりました。

「農地中間管理事業」とは、農地を貸したい人が、機構を通して担い手農家に農地を貸すことが出来る制度です。この制度により機構が借り受けた農地については、農地の集団化が必要な担い手への農地の貸付や、農業を新たに営もうとする者への支援、促進等により農地の利用の効率化を図ることが出来るようになります。このため、耕作不便等さまざまな理由で、地域内では担い手の掘り起こしが困難な土地であっても、その土地をより有効的に活用可能な新たな担い手に農地が貸付できることとなり、地域全体の農地利用の効率化に繋がるものです。

・事業に参加するための手続

農地を貸したい場合

機構に「農用地等の貸付希望申出書」を提出することになります。申出様式は、農業委員会事務局を経由して提出するか、直接郵送で農業公社に提出する2つの方法があります。貸付の期間は基本10年間とされています。

農地を借りたい場合

年に2回の公募があります。農地借受希望者はこの公募に応募する必要があります。応募の方法は「農用地等の借受希望申出書」を農業委員会事務局若しくは農業公社に直接提出して下さい。公募の時期は、毎年5月・9月の予定であり、公募期間は30日間ありますので、期間中に応募して下さい。尚、応募した方については公募期間が終了しだい農業公社のホームページで公表されることになっています。最終的に農地を借りることが出来るのは、この公表されている方の中から選ばれることとなります。

・機構集積協力金

農地中間管理事業を利用して農地を貸した人には、一定の要件を満たせば「機構集積協力金」として、次のような協力金が支給されます。

地域集積協力金

市町村内で定めています地域内の農地の内、一定割合を公社に貸すことで、その該当地域に交付される交付金となります。本町においては、「人・農地プラン」のエリアと同様に町内を一地区としています。

経営転換協力金

農地を貸したい人が、持っている農地を全て農業公社に貸すことにより、離農や経営転換を行う場合、若しくは相続した農地を農業公社に貸付けた場合に対象となる交付金です。

耕作者集積協力金

機構が所有又は借り受けている農地等に隣接する農地を新たに貸付けた場合、その土地で耕作をしている者に交付される協力金です。

詳しくは下記まで！

本事業の詳しい内容については、北海道農業公社のホームページ等でご覧下さい。

(公財) 北海道農業公社 上川支所 農地中間管理課

〒070-0030 旭川市宮下通1 4 丁目右1号 上川農業会館

電話：0166-25-2613 fax：0166-26-3464

(<http://www.adhokkaido.or.jp/jigai04-7.html>)